

東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業
の利用支援事業の対象施設等について

令和3年度に対象施設等基準適合審査申請書を提出している施設等は以下のとおり。

1. いこま山のようちえん

法人名：特定非営利活動法人 いこま山の子会

施設等の所在地等：奈良県生駒市元町二丁目14（滝寺公園山中）※主な活動場所

2. 東大阪朝鮮初級学校 附属幼稚園班

法人名：学校法人 大阪朝鮮学園

施設等の所在地等：大阪府東大阪市寺前町二丁目4番22号

(参考資料)

- ・東大阪市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設等の基準を定める要綱「(別表1)対象施設等の決定基準」
- ・国事業概要資料(地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援(案))

別表 1（第 2 条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児 30 人につき 1 人以上であること。</p> <p>ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者の 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）修了したもの（1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。）であること。</p>
3. 施設の設備	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m²以上であること。</p> <p>(3) 便所には手洗設備が設けられるとともに、集団活動室及び調理室と区画されており、かつ幼児が安全に使用できるものであること。</p> <p>(4) 必要な遊具、用具等を備えること。</p> <p>(5) 施設を有しない集団活動事業の設置者（以下、「施設を有しない設置者」という。）については、上記(1)から(4)と同等の設備を確保すること。その際には、施設を有しない設置者は、設備の所有者または管理者から使用許可を得ること並びに衛生管理、安全管理及び感染症対策について、設備の所有者または管理者と協議をしたうえで責任を持って実施すること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 東大阪市に所在地のある施設を使用する設置者は、東大阪市火災予防条例（東大阪市条例第 38 号）第 65 条の規定に基づき防火対象物の使用開始の届出を東大阪市消防長に提出していること。また、東大阪市外に所在地のある施設を使用する設置者は、所在地市町村が制定する火災予防条例に基づき防火対象物の使用</p>

	<p>用開始の届出を消防長（消防署長）に提出していること。また、不備となる事項がある場合は、改善すること。</p> <p>(4) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物が無い場合〕</p> <p>(1)活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 重大事故発生時及び幼児の体調不良などの緊急時に対応するマニュアルを作成すること。</p> <p>(4)天候不良時の活動について幼児の安全に留意すること。</p>
5. 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p> <p>(3)活動にあたっては、子どもの人権に十分な配慮を行うこと。</p>
6. 給食（提供する場合）	<p>(1)幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p> <p>(2)衛生面に配慮し、食中毒の発生等を防ぐ対策を行うこと。</p>
7. 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9. 備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、
 ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
 ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組みで実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】 以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<ul style="list-style-type: none"> ○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合は、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	<ul style="list-style-type: none"> ○活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状態に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能